特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
結城市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
茨城県結城市長

公表日
令和7年3月14日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	市町村（特別区を含む。）（以下「市町村」という。）が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同して構築している。 市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第35条第1項の規定に基づき、平成26年12月1日から機構に当該事務の一部を委任したため、これに係る機構への情報提供を含めて、特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、連携サーバー、コンビニ交付システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
1. 住民基本台帳ファイル　2. 本人確認情報ファイル　3. 送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第7条（指定及び通知） ・第16条（本人確認の措置） ・第17条（個人番号カードの交付等） 2. 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） （平成25年5月31日法律第28号施行時点） ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項） ・第8条（住民票の記載等） ・第12条（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付） ・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例） ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第15条の4（除票の写し等の交付） ・第22条（転入届） ・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の10 （通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の12 （通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項） （情報照会の根拠） なし（住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部　市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
総務省、地方公共団体情報システム機構	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民生活部　市民課 （茨城県結城市中央町二丁目3番地） 0296-32-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部　市民課 （茨城県結城市中央町二丁目3番地） 0296-32-1111
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年3月7日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年3月7日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[　　]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住民基本台帳システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿をを年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。よって権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[　　] 内部監査	[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住民基本台帳システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿をを年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。よって権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	Ⅰ関連情報　5評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長　沼田　哲	市民課長　中塚　富雄	事後	人事異動
平成29年12月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成27年3月4日時点	平成29年12月1日時点	事後	時点修正
平成29年12月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成27年3月4日時点	平成29年12月1日時点	事後	時点修正
平成31年3月15日	Ⅰ関連情報　5評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民課長　中塚　富雄	市民課長	事後	項目変更
平成31年3月15日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成31年3月15日時点	事後	時点修正
平成31年3月15日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成31年3月15日時点	事後	時点修正
平成31年3月15日	Ⅳリスク対策１～９	項目なし	Ⅳリスク対策１～９への記載	事後	項目追加
令和2年3月27日	Ⅰ－３　法令上の根拠	―	2．住民基本台帳法（住基法）（昭和４２年７月２５日法律第８１号）に，第２２条（転入届）を追記する。	事後	項目追加
令和2年3月27日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成31年3月15日時点	令和2年3月16日時点	事後	時点修正
令和2年3月27日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成31年3月15日時点	令和2年3月16日時点	事後	時点修正
令和2年9月1日	Ⅰ関連情報　1特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	番号法の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号，個人番号カード，特定個人情報の提供等に関する省令	事後	内容変更
令和2年9月1日	Ⅰ－３　法令上の根拠	―	2．住民基本台帳法（住基法）（昭和４２年７月２５日法律第８１号）に，第１５条の４（除票の写し等の交付）を追加する。	事後	項目追加
令和2年9月1日	Ⅰ関連情報　1特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	―	「コンビニ交付システム」を追加する	事後	項目追加
令和3年3月10日	7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	茨城県結城市結城1447	茨城県結城市中央町二丁目３番地	事後	内容変更
令和3年3月10日	8．特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	茨城県結城市結城1447	茨城県結城市中央町二丁目３番地	事後	内容変更
令和3年3月10日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和2年3月16日時点	令和3年3月3日時点	事後	時点修正
令和3年3月10日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和2年3月16日時点	令和3年3月3日時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	Ⅰ－４情報提供ネットワークシステムにおける情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第１９条第７号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第１９条第８号	事後	番号法の号ズレ対応
令和3年9月1日	Ⅰ－4.情報提供ネットワークシステムにおける情報連携 ②法令上の根拠	別表第二（1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，20，21，23，27，30，31，34，35，37，38，39，40，42，48，53，54，57，58，59，61，62，66，67，70，77，80，84，89，91，92，94，96，101，102，103，105，106，108，111，112，113，114，116，117，120の項）	別表第二（1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，20，23，27，30，31，34，35，37，38，39，40，42，48，53，54，57，58，59，61，62，66，67，70，74，77，80，84，85の2，89，91，92，94，96，97，101，102，103，105，106，107，108，111，112，113，114，116，117，120の項）	事後	内容変更
令和4年3月2日			評価書中の「カンマ」の記載を「読点」に変更	事後	内容変更
令和4年3月2日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和3年3月3日時点	令和4年3月2日時点	事後	時点修正
令和4年3月2日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年3月3日時点	令和4年3月2日時点	事後	時点修正
令和5年3月6日	Ⅰ関連情報　1特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	-	「サービス検索・電子申請機能」、「申請管理システム」を追加する	事後	項目追加
令和5年3月6日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和4年3月2日時点	令和5年3月6日時点	事後	時点修正
令和6年3月11日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和5年3月6日時点	令和6年3月15日時点	事後	時点修正
令和7年3月7日	Ⅰ－4.情報提供ネットワークシステムにおける情報連携 ②法令上の根拠	第１９条第８号　別表第二（1、2、3、・・・117、120の項）	第１９条第８号に基づく主務省令第２条の表（1、2、3、・・・117、120の項）	事後	番号法の改正
令和7年3月7日	Ⅱしきい値判断項目 2.対象人数 いつの時点の計数か	令和6年3月15日時点	令和7年3月7日時点	事後	時点修正